

第 6168 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)平成31年 3月28日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二)  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ♠ 空撮専用ドローンの耐用年数

**Q** : 樹脂製の空撮専用ドローン(カメラの着脱は可能)を取得しました。このドローンの耐用年数は何年になりますか?

**A** : 減価償却資産の耐用年数等に関する省令の別表第一の「器具及び備品」の「4 光学機器及び写真製作機器」に掲げる「カメラ」に該当し、その耐用年数は5年になります。

### 【解説】

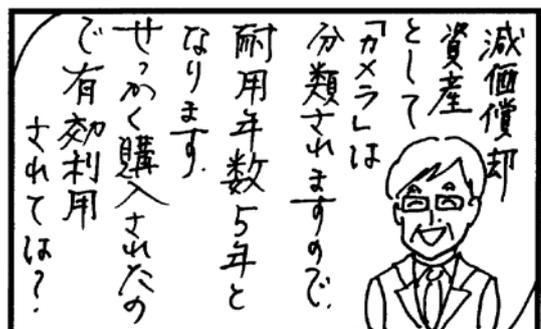
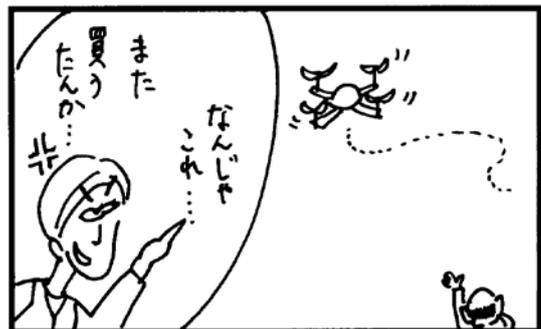
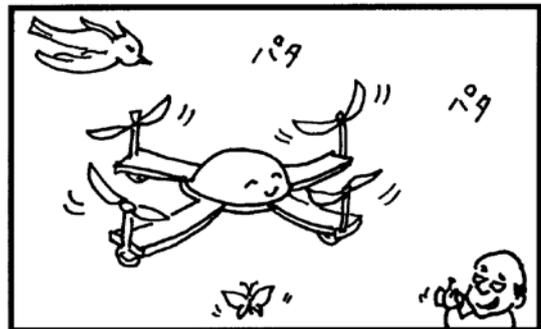
お尋ねのドローンは、航空の用に供されるものですが人が乗れる構造となっていないので、耐用年数省令別表第一の「航空機」には該当しないこととなります。

また、このドローンは、空中から写真撮影することを主たる目的とし、写真撮影機能に移動手段を取り付けたものですから、その主たる機能は写真撮影であると考えられます。

ドローンはカメラの着脱が可能とのことですが、このドローンはカメラと移動手段とが一体となって設備を形成し、その固有の機能(空撮)を発揮するものですから、それぞれを独立した減価償却資産として耐用年数を判定するのは適当でないと考えられます。

したがって、お尋ねのドローンは、耐用年数省令別表第一の「器具及び備品」の「4 光学機器及び写真製作機器」に掲げる「カメラ」に該当し、耐用年数は5年を適用することになります。

ちなみに、カメラが内蔵されたドローンであっても、その規模、構造、用途等が同様であれば、耐用年数は同様に5年になります。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】